

「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に係る取組検討状況の各府省回答一覧

(国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備することで、オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組むもの)

- (注1) 本資料は、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」3頁1-(2)-2において、所管府省において具体的な取組を進めることが決定されている事項が列記されていること、また、「速やかに措置」する事項として、「各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する」ことが決定されていることを踏まえ、各府省から回答があった手続及び方針を一覧化したもの。
- (注2) 各府省は、「(ア):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備」「(イ):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備以外の方法で取り組む」「(ウ):(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない」「回答対象から除外する」の4通りに手続を分類し、具体的な内容を回答。なお、(ウ)に分類された手続は「オンライン化が十分に進展」「国としてオンライン化を推進することが適当でない」「その他(現時点で方針を示すことができない等)」から選択し、具体的な理由・内容を記載。また、「回答対象から除外する」に分類された手続は「『規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)』5頁aに列挙された28事業に含まれる手続」「『年間10万件以上の手続を含む事業の全て』に係る『基本計画』に含まれる手続」から選択。
- (注3) 「手続ID」～「令和元年度オンライン手続件数」欄は、原則として「行政手続等の棚卸結果等(令和2年度調査)」に準拠して各府省において記入。
- (注4) 下記の一覧は、各府省の回答のうち、「(ア):国が申請等のためのプラットフォームを整備」する方針であると分類された手続を掲載。

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	プラットフォームの整備時期	具体的な内容
内閣府	40053	特定非営利活動法人の役員の変更等の届出	特定非営利活動促進法	申請等	民間事業者等	地方等	19,624		NPO法人が、その役員の名氏又は住所若しくは居所に変更があったときは、その旨を所轄庁へ届け出るもの。	2022年度(令和4年度)	NPO法人の各種手続、及び所轄庁の審査・監督に係る事務を新たにオンライン化するシステム(以下、「ウェブ報告システム」という。)について、構築業者を選定し、実施工程等の具体的な検討を進めているところ。今後、早期にウェブ報告システムの具体的な仕様について検討し、システムを構築するとともに、所轄庁やNPO法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、2022年度(令和4年度)に運用を開始する。
内閣府	40056	特定非営利活動法人の事業報告書等の提出	特定非営利活動促進法	申請等	民間事業者等	地方等	49,207		NPO法人が、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出するもの。	2022年度(令和4年度)	NPO法人の各種手続、及び所轄庁の審査・監督に係る事務を新たにオンライン化するシステム(以下、「ウェブ報告システム」という。)について、構築業者を選定し、実施工程等の具体的な検討を進めているところ。今後、早期にウェブ報告システムの具体的な仕様について検討し、システムを構築するとともに、所轄庁やNPO法人に対し十分な期間を設けて周知を行った上で、2022年度(令和4年度)に運用を開始する。
警察庁	1953	特例施設占有者の物件に関する事項の届出	遺失物法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	特例施設占有者は、当該物件を遺失者に返還できない場合において、交付又は拾得の日から2週間以内に当該物件に関する事項を記載した保管物件届出書により警察署長に届け出ること、当該物件を自ら保管することができる。	令和5年3月	警察庁が整備する共通基盤上に遺失物等情報管理業務(仮称)を整備し、令和4年度末から一部の府県においてオンラインによる届出・提出を可能とし、順次拡大していく予定である。
警察庁	2075	電磁的記録媒体による手続の際の提出票の提出	遺失物法施行規則	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	提出書の提出等の際、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体による提出を行うことができるが、その際に電磁的記録媒体提出票の提出が必要となる。	令和5年3月	警察庁が整備する共通基盤上に遺失物等情報管理業務(仮称)を整備し、令和4年度末から一部の府県においてオンラインによる届出・提出を可能とし、順次拡大していく予定である。
警察庁	3113	講習結果報告書の提出	指定講習機関に関する規則	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	指定講習機関は、特定講習を行ったときは、速やかに講習結果報告書を公安委員会に提出しなければならないこととされている(指定講習機関に関する規則(平成2年公安委員会規則第1号)第11条)ため、同講習の受講者名、受講日等について、指定講習機関から都道府県警察の担当課に対し、書面にて報告されている。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	2729	自動車運転代行業の認定の申請書記載事項の変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	16,634	0	自動車運転代行業者は、自動運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項各号に掲げる記載(認定の申請書)の事項に変更があったときは、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の政令で定める事項を記載した届出書(政令で定める書類を添付したもの)を提出しなければならないとされており、都道府県公安委員会において所用の手続を行うもの。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	2856	保管場所の変更の届出	自動車の保管場所の確保等に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置や変更後の保管場所の位置等を届け出なければならないこととされている。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	1936	合格証明書の交付申請	警備員等の検定等に関する規則	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	16,631	0	警備業法第18条において、警備業者は、特定の種別の警備業務を行うときは、その種別ごとに合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならないとされている。合格証明書の交付を受けようとする者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に、警備員等の検定等に関する規則別記様式第7号の合格証明書交付申請書及び添付書類を提出しなければならないとされている。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	1925	指導教育責任者資格者証の交付申請	警備業法施行規則	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	12,923	0	警備業法第22条において、警備業者は、営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、警備員指導教育責任者を、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならないとされている。警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者は、その住所地を管轄する公安委員会に、警備業法施行規則別記様式第13号の交付申請書及び添付書類を提出しなければならないとされている。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	プラットフォームの整備時期	具体的な内容
警察庁	1898	古物商・古物市場主の許可申請	古物営業法	申請等	民間事業者等	地方等	27,724	0	古物営業法第5条第1項において、古物営業を営もうとする者は、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、古物営業法施行規則別記様式第1号の許可申請書及び添付書類を提出しなければならないとされている。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	1900	古物商等の許可事項の変更届出	古物営業法	申請等	民間事業者等	地方等	67,659	0	古物営業法第7条第1項において、古物商又は古物市場主は、許可申請書に掲げる事項に変更があったときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、古物営業法施行規則別記様式第5号の変更届出書及び添付書類を提出しなければならないとされている。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	1902	許可証の書換え申請	古物営業法	申請等	民間事業者等	地方等	40,016	0	古物営業法第7条第5項において、古物商又は古物市場主は、同法第7条第1項又は第2項の規定により届出書を提出する場合、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならないとされている。許可証の書換えを受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、古物営業法施行規則別記様式第6号の書換申請書及び当該許可証を提出しなければならない。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	1906	許可証の返納	古物営業法	申請等	民間事業者等	地方等	30,962	0	古物営業法第8条第1項及び古物営業法施行規則第7条において、許可証の交付を受けた古物商又は古物市場主は、その古物営業を廃止した場合等には、当該事由の発生の日から10日以内に、許可証をその主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならないとされている。この場合においては、当該許可証とともに古物営業法施行規則別記様式第9号の返納理由書を提出しなければならない。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	2217	火薬類の運搬の届出	火薬類取締法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	33,833	0	一定数量以上の火薬類を運搬しようとする場合において、出発地を管轄する都道府県公安委員会に届出し、届出を証明する文書(運搬証明書)の交付を受けるもの	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	2109	遊技機の検定申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	13,503	0	製造又は輸入する遊技機の型式が、法令に定められる技術上の規格に適合しているか否かについて都道府県公安委員会の検定を受けるもの	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	2111	遊技機のその他の軽微な変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	遊技機につき軽微な変更(遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のものの変更)をした場合において、都道府県公安委員会に届出書を提出するもの	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	107578	風俗営業の許可申請記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	風俗営業の許可申請の内容に変更があった場合において、都道府県公安委員会に届出書を提出するもの	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	2569	責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	未把握	事業者が、暴力団員による不当要求による被害を防止するために必要な責任者を選任した場合において、責任者講習を受けさせる必要があると認めるときなどに届け出る手続。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
警察庁	2571	責任者講習受講申込書の提出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	申請等	民間事業者等	地方等	73,887	73,887	都道府県公安委員会から責任者講習の開催通知を受けた責任者が、受講を申し込む場合の手続。	令和3年度に調査研究を行っているところ、その後速やかに仕様の検討等を行った上でプラットフォーム整備を実施する。	国がプラットフォームを整備することで、各都道府県警察職員が執務室内で寄せられた申請等を開覧・処理できるシステムを構築する。
総務省	12601	製造所等の変更の許可申請	消防法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	34,821	-	製造所、貯蔵所又は取扱所の変更の許可を受けようとする者は、市町村長等に申請を行う。	令和3年中公表予定の、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」報告書等を踏まえて速やかに検討	マイナポータル・びったりサービスの利用を含めて検討予定
総務省	12605	製造所等の完成検査前検査	消防法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	14,768	-	製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又は変更について完成検査前検査を受けようとする者は、市町村長等に申請を行う。	令和3年中公表予定の、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」報告書等を踏まえて速やかに検討	マイナポータル・びったりサービスの利用を含めて検討予定
総務省	12603	製造所等の完成検査	消防法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	38,422	-	製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又は変更を行い、完成検査を受けようとする者は、市町村長等に申請を行う。	令和3年中公表予定の、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」報告書等を踏まえて速やかに検討	マイナポータル・びったりサービスの利用を含めて検討予定
総務省	12608	製造所等の用途廃止の届出	消防法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	10,632	-	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所等の用途を廃止したときは、市町村長等に届け出る。	令和3年中公表予定の、「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」報告書等を踏まえて速やかに検討	マイナポータル・びったりサービスの利用を含めて検討予定
総務省	12594	防火管理者の選任届	消防法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	防火管理者(防火対象物の防火管理業務の責任者)や防火管理者(大規模・高層の建物において地震等による被害を軽減するため防火管理業務を行う責任者)を選任した場合に消防長等に届け出る。	令和3年中	マイナポータル・びったりサービスを利用した電子申請等の標準モデルを構築
総務省	12595	防火管理者の解任届	消防法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	防火管理者(防火対象物の防火管理業務の責任者)や防火管理者(大規模・高層の建物において地震等による被害を軽減するため防火管理業務を行う責任者)を解任した場合に消防長等に届け出る。	令和3年中	マイナポータル・びったりサービスを利用した電子申請等の標準モデルを構築
総務省	9725	政治団体(都道府県選挙管理委員会所管)の収支報告書の提出	政治資金規正法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	約1万件未満	政治団体の会計責任者が、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るすべての収入、支出及び資産等の状況を記載した収支報告書を翌年3月末日までに、都道府県の選挙管理委員会に提出するもの。	平成22年1月	平成22年1月から政治資金関係申請・届出オンラインシステムの運用を開始し、全ての都道府県選挙管理委員会及び全ての政治団体がオンライン利用できる環境を整備済み。また、デジタルガバメント実行計画に基づき、オンラインシステムの利用の周知を行うとともに、利便性向上等に係る検討を踏まえた機能改修を実施するため、予算要求中。
厚生労働省	47389	医療法人の書類の届出	医療法	申請等	民間事業者等	地方等	54,000	0	医療法第52条第1項に基づき、医療法人は毎会計年度終了後三月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出なければならない。	令和4年度中予定	現在、都道府県に紙媒体で提出されている医療法人の事業報告書等について、令和4年度中にアップロードによる届出を可能とする仕組みの構築を実施する予定。

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	プラットフォームの整備時期	具体的な内容
厚生労働省	47529	業務に従事する歯科技工士の届出	歯科技工士法	申請等	民間事業者等	地方等	54,000	0	歯科技工士法第6条3に基づき、業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。	令和6年度までに	個人情報の基盤連携等に慎重な判断が必要であることから、厚生労働省においてシステムを構築し、令和6年度までに届出のオンライン化を図ることを検討する。
厚生労働省	50532	軽微変更届の受理	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	20,838	0	承認された医薬品等について軽微な変更を行う際の届出	令和3年7月	独法及び地方が当該手続を処理するための「医薬品医療機器申請・審査システム」を改修し、オンラインでの手続を可能にする。
厚生労働省	50798	製造販売届出の受理	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	78,660	0	承認を要しない医薬品等について製造販売をする際に行う届け出	令和3年7月	独法及び地方が当該手続を処理するための「医薬品医療機器申請・審査システム」を改修し、オンラインでの手続を可能にする。
厚生労働省	50799	製造販売届出の変更届の受理	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	30,602	0	製造販売届出を行った医薬品等について、変更を行う際の届出	令和3年7月	独法及び地方が当該手続を処理するための「医薬品医療機器申請・審査システム」を改修し、オンラインでの手続を可能にする。
厚生労働省	46089	指定医療機関の変更届出等	生活保護法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	約1万件以上 約10万件未満		生活保護法第50条の2に定める通り、指定医療機関に変更があった際は、その旨を届け出る。	令和5年4月予定	医療機関(国開設の医療機関を除く。)が、保険医療機関等管理システムを活用して生活保護の指定医療機関に係る届出をオンラインで行えるように、当該システムを改修する予定。
農林水産省	15689	調査票の提出	農林業センサス規則	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	1232000程度	87000程度	農林業センサスの調査票を提出していただく手続	整備済み	政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用して手続きの標準化に取り組んでいる
国土交通省	33952	道路の占用許可(企業占用)	道路法	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	33,347	30,573	道路占用許可申請に係る手続き	令和2年12月	内閣官房等と共同で「申請フォーム」のひな形を作成。全ての都道府県・市区町村を対象に、マイナポータルのサービス検索機能・電子申請機能において利用可能。
国土交通省	33956	特殊車両通行許可申請	道路法	申請等	民間事業者等	国、独立行政法人等又は地方等	480,768	465,428	道路法第47条の2に基づき、特殊車両通行許可申請の受付、許可等を実施するもの。	令和2年6月	地方公共団体に対して特殊車両通行許可申請を行うことができる自治体オンライン申請システムを令和2年6月より運用を開始。地方公共団体が当該システムに参加することで参加自治体へのオンライン申請が可能。
国土交通省	36635	宅地建物取引業の免許の更新の申請	宅地建物取引業法	申請等	民間事業者等	地方等	11974	0	宅地建物取引業を営もうとする者は、免許を受けなければならないとされているところ。当該免許の有効期間は5年間とされており、有効期間の満了後も引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合は、免許の更新を受けなければならないとされている。	令和6年中	新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に行政手続のオンライン化の要請が増している中、「新たな日常」の実現に向けて、行政手続の書面規制・押印、対面規制を見直し、大臣免許業者に係る宅地建物取引業免許等の電子申請化を行うこととし、現在システムの構築に向けた調査・検討を行っているところ。
国土交通省	36636	免許申請事項の変更の届出(1)商号変更(2)(法人の場合)役員等の氏名等、(3)(個人の場合)個人等の氏名、(4)事務所名称・所在地、(5)事務所に置かれる宅地建物取引士の氏名	宅地建物取引業法	申請等	民間事業者等	地方等	32779	0	宅地建物取引業者は、宅地建物取引業法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項について変更があった場合、30日以内にその旨を届け出なければならないとされている。	令和6年中	新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に行政手続のオンライン化の要請が増している中、「新たな日常」の実現に向けて、行政手続の書面規制・押印、対面規制を見直し、大臣免許業者に係る宅地建物取引業免許等の電子申請化を行うこととし、現在システムの構築に向けた調査・検討を行っているところ。
国土交通省	34979	土地の占用の許可	河川法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	約1万件未満	河川敷を排他・独占的に使用するため、河川管理者の許可を得る手続き	令和5年3月まで	汎用的なオンラインプラットフォームを活用し、国管理河川における手続きのオンライン化、オンライン利用促進に取り組む。
国土交通省	34981	工作物の新築等の許可	河川法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	約1万件未満	河川区域内の土地において、工作物を新築・改築・除却するため、河川管理者の許可を得る手続き	令和5年3月まで	汎用的なオンラインプラットフォームを活用し、国管理河川における手続きのオンライン化、オンライン利用促進に取り組む。
国土交通省	35410	土地の占用の許可	河川法	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	約1万件以上 約10万件未満	約1万件未満	河川敷を排他・独占的に使用するため、河川管理者の許可を得る手続き	令和5年3月まで	汎用的なオンラインプラットフォームを活用し、国管理河川における手続きのオンライン化、オンライン利用促進に取り組む。
国土交通省	35412	工作物の新築等の許可	河川法	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	約1万件以上 約10万件未満	約1万件未満	河川区域内の土地において、工作物を新築・改築・除却するため、河川管理者の許可を得る手続き	令和5年3月まで	汎用的なオンラインプラットフォームを活用し、国管理河川における手続きのオンライン化、オンライン利用促進に取り組む。
国土交通省	36357	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成の報告及び避難訓練結果の報告	水防法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	約1万件未満	・避難確保計画の報告 ・避難訓練結果の報告	令和5年3月まで	汎用的なオンラインプラットフォームを活用し、要配慮者利用施設が作成する避難確保計画の報告や避難確保計画に基づき実施する訓練結果の報告のオンライン化、オンライン利用促進に取り組む。
国土交通省	28186	建設工事受注動態統計調査	建設工事統計調査規則	申請等	民間事業者等	地方等	92,555	10,386	建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握することにより、各種の経済・社会施策のための基礎資料を得るとともに、企業の経営方針策定等における参考資料を提供することを目的としている統計調査。 平成12年から調査開始、約1万2千業者を対象に月次の調査を行っている。 都道府県を経由した紙媒体での調査票回答とオンラインで電子調査票での回答を受け付けている。	平成13年4月	すでにオンラインでの回答を希望する調査対象業者にe-Govで利用者登録をさせていただき、Excel形式の調査票をシステム経由で直接国土交通省に提出していただいているところ。 入力の際簡易なエラーチェックや、受診の際のファイルの仕分け等もやっている。
国土交通省	28185	建設工事施工統計調査	建設工事統計調査規則	申請等	民間事業者等	地方等	60,772	1,608	建設業者が施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的としている統計調査。 昭和31年から調査開始、約11万業者を対象に年次の調査を行っている。 都道府県を経由した紙媒体での調査票回答とオンラインで電子調査票での回答を受け付けている。	平成13年4月	すでにオンラインでの回答を希望する調査対象業者にe-Govで利用者登録をさせていただき、Excel形式の調査票をシステム経由で直接国土交通省に提出していただいているところ。 入力の際簡易なエラーチェックや、受診の際のファイルの仕分け等もやっている。
環境省	43892	一定規模以上の土地形質の変更の届出	土壌汚染対策法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	11,227		一定規模以上の土地の形質の変更をする際、実施しようとする者が30日前までに都道府県知事に対して形質変更する面積等を届出する手続	令和7年4月	環境省において統一システムを構築し、当該システムに手続きを搭載することで事業者や市民が行う届出等や地方自治体が行う報告等をオンライン化し、これらに関する環境省のアクセスを効率化する。
環境省	43739	特定粉じん排出等作業の実施の届出	大気汚染防止法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	12,203		建築物等の解体等工事において、吹付け石綿等を除去等する際、発注者等が当該作業の開始日の14日前までに、都道府県知事に届出する手続	令和7年4月	環境省において統一システムを構築し、当該システムに手続きを搭載することで事業者や市民が行う届出等や地方自治体が行う報告等をオンライン化し、これらに関する環境省のアクセスを効率化する。

「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に係る取組検討状況の各府省回答一覧

(国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備する以外の方法でオンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組むもの)

(注1) 本資料は、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」3頁1-(2)-2において、所管府省において具体的な取組を進めることが決定されている事項が列記されていること、また、「速やかに措置」する事項として、「各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する」ことが決定されていることを踏まえ、各府省から回答があった手続及び方針を一覧化したもの。

(注2) 各府省は、「(ア):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備」「(イ):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備以外の方法で取り組む」「(ウ):(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない」「回答対象から除外する」の4通りに手続を分類し、具体的な内容を回答。なお、(ウ)に分類された手続は「オンライン化が十分に進展」「国としてオンライン化を推進することが適当でない」「その他(現時点で方針を示すことができない等)」から選択し、具体的な理由・内容を記載。また、「回答対象から除外する」に分類された手続は「『規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)』5頁aに列挙された28事業に含まれる手続」「『年間10万件以上の手続を含む事業の全て』に係る『基本計画』に含まれる手続」から選択。

(注3) 「手続ID」～「令和元年度オンライン手続件数」欄は、原則として「行政手続等の棚卸結果等(令和2年度調査)」に準拠して各府省において記入。

(注4) 下記の一覧は、各府省の回答のうち、「(イ):国が申請等のためのプラットフォームを整備以外の方法で取り組む」方針であると分類された手続を掲載。

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	プラットフォームを整備しない理由	プラットフォーム整備する以外の取組
厚生労働省	48900	感染症の発生の状況及び動向の把握(病原体の提出)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	未実施	病原体定点医療機関は対象疾病の患者を診断したとき、又は当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したとき、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を都道府県知事に提出しなければならない。	当該手続は、感染症の発生の状況や動向を把握するものであり、公衆衛生上、迅速な対応が求められるところ。検体提出票については、検体等の情報を把握するためのものなので、検体等の提出と同じタイミングで送付すべきものである。そのため、ログイン等の諸手続が必要な政府共通基盤を使用するよりも、即時に対応できる電子メール等の方が、効率的であるため、電子メール等でオンライン化を実施する予定。	電子メール等により、オンライン化を実施
経済産業省	22891	検定の申請	計量法	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	特定計量器の検定を受けるための申請であり、申請者は申請書の提出と同時に、検定を受ける特定計量器(質量計、体積計等)を検定機関等に提出しなければならない。	申請と同時に有体物である計量器の提出が必要であり、プラットフォーム形式での提出にそぐわないため。	メールでの申請書の提出を受け付ける体制を順次整備。
経済産業省	22952	装置検査の申請	計量法	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	車両等装置用計量器について装置検査を受けるための申請であり、申請者は申請書の提出と同時に、検定を受ける特定計量器(タクシメーター)を検定機関等に提出しなければならない。	申請と同時に有体物である計量器の提出が必要であり、プラットフォーム形式での提出にそぐわないため。	メールでの申請書の提出を受け付ける体制を順次整備。
国土交通省	28183	港湾調査(都道府県委託分)	港湾調査規則	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	約1万件以上 約10万件未満	港湾調査の報告者が港湾調査票を作成し、都道府県に提出する。	令和2年1月より、これまでの電子メールによるオンライン調査に加え、政府統計共同利用システムによる調査票の提出が可能となっている。なお、報告者が行政記録情報を活用できる新たなシステムとして、サイバーポートの整備を港湾局と調整しているところである。	港湾調査に関する打合せ会議において、政府統計共同利用システムによる提出が可能である旨、関係者へ周知徹底を図っている。
国土交通省	31193	構造計算適合性判定	建築基準法	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	約1万件以上 約10万件未満	調査中	建築主が指定構造計算適合性判定機関等に対して、高度な構造計算を行った建築物について特定構造計算基準等に適合するかどうかの判定を申請する。	民間の各指定構造計算適合性判定機関にとっては、利用者に対するより良いサービスを提供することが顧客獲得につながることから、オンライン申請への対応も含め、各機関の方針に沿ってサービスの向上に取り組んでおり、国によるプラットフォームの整備は不要。	新たにオンライン申請を受け付ける審査機関を対象に審査技術を向上できるよう、審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会を開催する。さらに、オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施する。
国土交通省	31195	建築主事等への判定通知書の提出	建築基準法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	調査中	建築主が建築確認申請を行った指定確認検査機関等に対して、構造計算適合性判定の適合判定通知書又はその写しを提出する。	民間の各指定確認検査機関にとっては、利用者に対するより良いサービスを提供することが顧客獲得につながることから、オンライン申請への対応も含め、各機関の方針に沿ってサービスの向上に取り組んでいるおり、国によるプラットフォームの整備は不要。	新たにオンライン申請を受け付ける審査機関を対象に審査技術を向上できるよう、審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会を開催する。さらに、オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施する。
国土交通省	31599	建築除去の際の届出	建築基準法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	調査中	建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合に、その旨を建築主事に届け出る。	すでにオンラインによる届け出を受け付けている行政庁があること、届出書を受け付けるのみの簡単な手続きであることから、国によるプラットフォームの整備は不要。	令和3年に省令改正を行い、建築物除却届の記載事項の合理化を行った。また、Excel形式の建築物除却届を特定行政庁に配布し、その積極的な活用を求める技術的助言を発出した。引き続き、特定行政庁の取り組みを支援する。
国土交通省	31287	建築士事務所登録の更新	建築士法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	建築士が設計・工事監理等を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、都道府県知事の登録を受けなければならない。当該登録は5年に1度更新が必要とされている。	令和2年度に申請書類から押印を削除したことを契機に、オンラインによる申請の受け付けを導入または検討を開始した都道府県があることから、国によるプラットフォームの整備は不要。	新たにオンライン申請を受け付ける都道府県を対象に審査技術を向上できるよう、都道府県を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催。さらに、オンライン申請が可能である都道府県名を国土交通省ホームページで定期的に公表するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施。
国土交通省	31288	建築士事務所登録の変更	建築士法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	建築士事務所の開設者は、登録内容に変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	令和2年度に申請書類から押印を削除したことを契機に、オンラインによる申請の受け付けを導入または検討を開始した都道府県があることから、国によるプラットフォームの整備は不要。	新たにオンライン申請を受け付ける都道府県を対象に審査技術を向上できるよう、都道府県を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催。さらに、オンライン申請が可能である都道府県名を国土交通省ホームページで定期的に公表するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施。
国土交通省	35787	建築物省エネ法の建築物の建築に関する届出	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	33000程度	調査中	300m以上の住宅の新築等を行う際、建築主に対し、省エネ性能確保のための計画の所管行政庁への届出を義務付け。	既にオンラインによる届け出を受け付けている行政庁があることから、国によるプラットフォーム整備は不要。	令和3年1月に手続のオンライン化の積極的検討を求める事務連絡を発出しているところ。

「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に係る取組検討状況の各府省回答一覧 (オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まないもの、現時点で方針を示すことができないもの)

- (注1) 本資料は、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」3頁1-(2)-2において、所管府省において具体的な取組を進めることが決定されている事項が列記されていること、また、「速やかに措置」する事項として、「各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する」ことが決定されていることを踏まえ、各府省から回答があった手続及び方針を一覧化したもの。
- (注2) 各府省は、「(ア):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備」「(イ):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備以外の方法で取り組む」「(ウ):(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない」「回答対象から除外する」の4通りに手続を分類し、具体的な内容を回答。なお、(ウ)に分類された手続は「オンライン化が十分に進展」「国としてオンライン化を推進することが適当でない」「その他(現時点で方針を示すことができない等)」から選択し、具体的な理由・内容を記載。また、「回答対象から除外する」に分類された手続は「『規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)』5頁aに列挙された28事業に含まれる手続」「年間10万件以上の手続を含む事業の全て」に係る『基本計画』に含まれる手続から選択。
- (注3) 「手続ID」～「令和元年度オンライン手続件数」欄は、原則として「行政手続等の棚卸結果等(令和2年度調査)」に準拠して各府省において記入。
- (注4) 下記の一覧は、各府省の回答のうち、「(ウ):(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない」と分類された手続を掲載。

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合)今後方針を決定する具体的な時期
警察庁	115846	運搬証明書の返納	火薬類取締法施行令	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	運搬証明書の交付を受けた者が、運搬を終了するなどした場合において、当該運搬証明書を交付を受けた都道府県公安委員会に返納するもの	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン返納の方策について、様々な技術的観点から検討を行う必要があるため。	未定
総務省	10323	被収用不動産の代替不動産に係る不動産取得税の徴収猶予の申告	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10329	道府県たばこ税の申告納付手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10330	道府県たばこ税に係る還付手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10331	道府県たばこ税の納期限の延長に係る申請	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10332	道府県たばこ税の期限後申告及び修正申告	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10333	たばこの特定販売業者又は卸売販売業者の営業開始等の報告	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合) 今後方針を決定する具体的な時期
総務省	10337	ゴルフ場利用税の申告納入	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10363	分離課税に係る納入申告	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10364	特別徴収票の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10384	市町村たばこ税の申告納付手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10385	市町村たばこ税に係る還付手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10386	市町村たばこ税の納期限の延長に係る申請	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10387	市町村たばこ税の期限後申告及び修正申告	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10435	入湯税の特別徴収に係る納入申告書の提出	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10436	事業所税の納税管理人の申告、申請	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	-	後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表 及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合) 今後方針を決定する具体的な時期
総務省	10437	事業所税の納税管理人を定めない旨の申請	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10442	事業所税の修正申告書の提出	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	不明		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10443	事業所税の賦課徴収に関する申告(事業所等の新設・廃止の申告)	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10444	事業所税の賦課徴収に関する申告(貸付事業所用家屋に関する申告)	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10468	株式等譲渡所得割の特別徴収の手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10471	年金保険者による市町村長に対する通知	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	不明		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10520	固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	不明		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
総務省	10855	特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る固定資産	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		後日記載予定	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。 地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降 (早くとも令和4年1月末以降)
財務省	215353	適法な支払請求	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	179,274		0	当該手続は、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支払いをなすべきものについて、契約書を作成して対価の支払時期を記載した場合において、事業者等から受けた支払請求に関連する規定である。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため。
財務省	215356	支払請求	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	101,874		0	当該手続は、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支払いをなすべきものについて、契約書に對価の支払の時期等の必要事項の明記がない場合や、他の法令により契約書の作成が省略されている場合において、事業者等から受けた支払請求に関連する規定である。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため。

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合) 今後方針を決定する具体的な時期
厚生労働省	50608	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可の更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	20,000	不明	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を受けた者は、6年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50611	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の変更届	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	35,000	不明	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可された内容を変更したときは、変更した日から30日以内に営業所の所在地の都道府県知事(営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に届け出なければならない。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50892	店舗販売業の休廃止等の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業者が、その店舗を廃止し、休止し、若しくは休止した店舗を再開したとき、30日以内にその店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届けるもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50893	店舗販売業の許可の更新の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業の許可を更新する際に、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に申請するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50894	店舗販売業の許可の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業の許可を受ける際に、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に申請するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50896	店舗販売業の許可証の再交付申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 施行令	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業者が許可証を破り、汚し、又は失ったときに、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に再交付を申請するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50897	店舗販売業の許可証の書換え交付申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 施行令	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業の許可証の記載事項に変更が生じたときにその店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に、書換え交付を申請するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50899	店舗販売業の変更の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業者が、その店舗の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときに30日以内に、又は、その店舗の名称その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときにあらかじめ、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届けるもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	50925	登録販売者試験の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	都道府県知事が実施する医薬品の登録販売者試験を受験する際に申請するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	51007	配置従事の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の配置販売に従事しようとするときに、その氏名、配置販売に従事しようとする区域その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の都道府県知事に届けるもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	51022	販売従事登録の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の登録販売者試験に合格した者等が医薬品の販売又は授与に従事しようとする場合に、都道府県知事の登録を受けるために申請するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	51082	麻薬小売業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	50,000	0	麻薬小売業者は、毎年11月30日までに(1)前年の10月1日に所有した麻薬(2)前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲渡譲受した麻薬(3)その年の9月30日に所有した麻薬の品名、数量を都道府県知事に届け出なければならない。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	51150	薬局の休廃止等の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、30日以内にその薬局の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届けるもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	51162	薬局開設の変更の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、その薬局の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときに30日以内に、又は、その薬局の名称その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときにあらかじめ、その薬局の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届けるもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	51163	薬局開設者による薬局に関する情報の提供等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局所在地の都道府県知事に報告するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	51164	薬局開設者による薬局に関する情報の変更の提供等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項について変更が生じたときに、当該薬局所在地の都道府県知事に報告するもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	46297	社会福祉法人の計算書類等及び財産目録等の届出	社会福祉法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	21,000	20,800	全国の社会福祉法人が、社会福祉法に基づき毎年度作成する現況報告書や計算書類等を、当該システムにて所轄庁へ届出を行い、所轄庁の確認を経て、インターネット上で公開されるものである。	(a)：オンライン化が十分に進展している	オンライン利用率が9割を超過し、且つ、データ作成から公表までの一連の手続きがオンラインで完結しており、オンライン化が十分に進展していると思わせるため。	-
厚生労働省	45749	指定自立支援医療機関の指定の申請	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	指定自立支援医療機関の指定を受けようとする病院等の開設者は所在地の都道府県知事(政令市、中核市にあっては市長)宛てに申請を行う。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45750	指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	指定自立支援医療機関の開設者等は、当該指定に係る医療機関の名称等に変更があったときは、変更のあった事項等について、都道府県知事(政令市、中核市にあっては市長)宛てに届出を行う。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合) 今後方針を決定する具体的な時期
厚生労働省	45861	医療保護入院者の病状の報告	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	84,763	0	精神保健福祉法による入院措置(措置入院、医療保護入院、任意入院)を行っている患者について、その病状について定期的に都道府県等に報告するもの。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	119318	沖縄精神障害者特別措置医療費の支払請求	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	令第1項に規定する者が当該精神障害者について医療を受けた場合には、保健医療機関等は、当該医療を受けた者への請求に代えて沖縄県に対し医療費の請求を行う。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45730	指定障害福祉サービス事業者の指定の申請	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業者を行う者について、事業者からの申請により、都道府県知事が指定する。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45731	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第37条に基づき、指定障害福祉サービス事業者は、指定に係る特定障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、都道府県知事に対して指定の変更を申請することができる。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45741	指定一般相談支援事業者の指定の申請	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業者を行う者について、事業者からの申請により、都道府県知事が指定する。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45742	指定特定相談支援事業者の指定の申請	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業者を行う者について、事業者からの申請により、都道府県知事が指定する。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45752	障害福祉サービス事業等の開始の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第79条第2項にて、事業者が障害福祉サービス等を行う場合、あらかじめ都道府県知事に対して届出が必要と規定している。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45753	障害福祉サービス事業等の変更の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第46条第1項に基づき、指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地等に変更があったとき等、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45754	障害福祉サービス事業等の廃止又は休止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第46条第2項に基づき、指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45764	指定障害児通所支援事業者の変更の申請等	児童福祉法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	児童福祉法第21条の5の20第1項の規定により、指定に係る特定障害児通所支援の量を増加しようとするときは、都道府県知事に対して指定の変更を申請することができる。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	45774	障害児通所支援事業等の変更の届出	児童福祉法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	児童福祉法第21条の5の20第3項に基づき、指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地等に変更があったとき、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
厚生労働省	44939	介護給付費等又は総合事業費の請求に関する費用の請求に関する省令	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	介護サービス事業者が審査支払機関に介護給付費等を請求する。	(a):オンライン化が十分に進展している	約9割の手続きがインターネットを活用したオンラインによる方法により行われており、十分に進展していると考えられるため。	
厚生労働省	47195	美容所開設の届出	美容師法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	美容所の開設の届出	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定
経済産業省	25083	保安係員の選任の届出(コンビ則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	コンビナート等保安規則が適用される第一種製造者が置く保安統括者が、保安技術管理者又は保安係員を選任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等毎にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理、把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととした。	令和5年3月
経済産業省	25086	保安係員の解任の届出(コンビ則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	コンビナート等保安規則が適用される第一種製造者が置く保安統括者が、保安技術管理者又は保安係員を解任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等毎にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理、把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととした。	令和5年3月
経済産業省	25101	販売主任者の選任の届出(一般則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	一般高圧ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を選任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等毎にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理、把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととした。	令和5年3月
経済産業省	25102	販売主任者の選任の届出(液石則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	液化石油ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を選任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等毎にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理、把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととした。	令和5年3月

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」)場合) 今後方針を決定する具体的な時期
経済産業省	25105	販売主任者の解任の届出（一般則）	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	一般高圧ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を解任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等毎にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととした。	令和5年3月
経済産業省	25106	販売主任者の解任の届出（液石則）	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	液化石油ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を解任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等毎にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととした。	令和5年3月
経済産業省	25148	容器検査(都道府県知事)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	内容種が500L以下の容器については、都道府県知事が行う容器検査をうけ、これに合格しなければその容器を譲渡し、又は引き渡してはならないとされている。この都道府県知事が行う容器検査の申請のために都道府県知事に対して行うもの。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等毎にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととした。	令和5年3月
国土交通省	28883	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の(変更)届出	国土利用計画法	申請等	民間事業者等	地方等	16,931	集計していない	法定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合に、土地に関する権利を取得することとなる者(買主)は、契約締結の日から起算して2週間以内に、その土地が所在する市町村の長を経由し、都道府県知事等に対して利用目的、取引価格等を届け出る手続のこと。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン化等に取り組む方向で検討を進めていく。ただし、土地取引規制制度の事後届出は自治事務であり、基礎自治体である市町村が届出書を受理し、市町村に意見があるときは意見書を付けて届出書を都道府県に送付し、都道府県が利用目的審査を行う、市町村経由で事務に留意する必要がある。	令和5年度(予定)
国土交通省	29376	開発許可申請	都市計画法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	20000程度	地方、民間等における手続であり、当該手続関係書類の国への報告義務がないため、不明である。	開発許可の申請は、開発行為許可申請書、設計説明書、設計図等を都道府県知事又は指定都市、中核市、施行時特例市、(地方自治法第252条の17の2第1項)都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村等の長に提出しなければならない。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン化等に取り組む方向で検討するものの、開発許可は自治事務であるところ、法令上提出を求めている申請書類・図面に加え、許可審査のため地方公共団体が条例等により独自に提出を求めている書類が多岐に渡ることから、申請書類・図面のデータ化によって生じる支障等、電子化に関して実際に運用する地方公共団体の意見を把握等した上で今後の方針を決定する必要があるため、現時点において方針を示すことができない。	令和5年度(予定)
国土交通省	29648	景観計画区域内における行為の届出	景観法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	40,679	地方、民間等における手続であり、当該手続関係書類の国への報告義務がないため、不明である。	景観法に基づき景観行政団体が策定する景観計画において、良好な景観を形成するための届出対象行為と景観形成基準を規定し、定められた届出対象行為をしようとする者が景観行政団体の長に届出を行う手続。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン化等に取り組む方向で検討するものの、当該届出は地方公共団体が条例等により独自に届出対象行為の追加・除外や基準を設定することができ、申請書類・図面など提出を求めている書類も異なることから、オンライン化に当たり支障となる事項に関して実際に運用する地方公共団体の意見を把握等した上で今後の方針を決定する必要があるため、現時点において方針を示すことは難しい。	令和5年度
国土交通省	36270	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	自治事務のため、不明	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の事業者(賃貸人)の登録	(a)：オンライン化が十分に進展している	手続は独自のシステムによりオンラインで完結している。現在、申請を受け付ける都道府県・中核市・政令市の約9割がオンラインでのみ申請を受け付けており、オンライン化は十分に進展している。	
環境省	44131	産業廃棄物管理票に関する報告書の提出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		産業廃棄物管理票の交付者は毎年6月30日までにその年の3月31日以前に1年間において交付した管理票の交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、交付枚数等)に関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県等へ提出。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中
環境省	44133	産業廃棄物収集運搬業又は処分業の変更等の届出(1)事業の廃止(2)氏名、名称、役員、事務所及び事業場の所在地(3)施設、設備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者は、事業の廃止、氏名・名称・役員・事務所及び事業場の所在地、施設・設備区域を変更したときは管轄する都道府県等の窓口に必要な書類を提出。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中
環境省	44186	産業廃棄物収集運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うおとする者は、当該業を行うおとする区域を管轄する都道府県等の窓口に必要な書類を提出。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中
環境省	44845	産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		産業廃棄物の収集又は運搬業の許可は許可期限(5年又は7年)の満了までに都道府県等の窓口に必要な書類を提出。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中
環境省	新規	多量排出事業者処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県等に提出。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中
環境省	新規	多量排出事業者処理計画の実施状況報告	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の実施の状況について都道府県等に報告書を提出。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中
環境省	43816	狩猟免許の申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	未調査	都道府県が指定する様式により紙媒体で申請している。一部の都道府県では、都道府県の申請システムを活用してオンラインによる申請を受け付けている場合もある。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	12月までに自治体へ手続のオンライン化状況の確認を予定しており、その結果を踏まえた検討のうえ記載する	左記の調査に基づき決定する
環境省	43817	狩猟免許の更新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	未調査	都道府県が指定する様式により紙媒体で申請している。一部の都道府県では、都道府県の申請システムを活用してオンラインによる申請を受け付けている場合もある。	(c)：その他(現時点で方針を示すことができない等)	12月までに自治体へ手続のオンライン化状況の確認を予定しており、その結果を踏まえた検討のうえ記載する	左記の調査に基づき決定する

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合) 今後方針を決定する具体的な時期
環境省	115314	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		高濃度PCB廃棄物の保管及び処分状況に関して、保管事業者が高濃度PCB廃棄物の保管場所や種類、数量等について、毎年6月末までに当該事業場の所在地を管轄する都道府県等に届出を行う。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的プラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法に基づくPCB廃棄物等の届出等についても上記の一元的プラットフォームを用いたオンライン化の方法を検討する予定。 	令和4年度中
環境省	115319	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		低濃度PCB廃棄物の保管及び処分状況に関して、保管事業者が高濃度PCB廃棄物の保管場所や種類、数量等について、毎年6月末までに当該事業場の所在地を管轄する都道府県等に届出を行う。	(c):その他(現時点で方針を示すことができない等)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的プラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbizID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法に基づくPCB廃棄物等の届出等についても上記の一元的プラットフォームを用いたオンライン化の方法を検討する予定。 	令和4年度中

「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に係る取組検討状況の各府省回答一覧

(回答対象から除外する手続)

(注1) 本資料は、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」3頁1-(2)-2において、所管府省において具体的な取組を進めることが決定されている事項が列記されていること、また、「速やかに措置」する事項として、「各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する」ことが決定されていることを踏まえ、各府省から回答があった手続及び方針を一覧化したもの。

(注2) 各府省は、「(ア):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備」「(イ):国が申請等のためのオンラインプラットフォームを整備以外の方法で取り組む」「(ウ):(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない」「回答対象から除外する」の4通りに手続を分類し、具体的な内容を回答。なお、(ウ)に分類された手続は「オンライン化が十分に進展」「国としてオンライン化を推進することが適当でない」「その他(現時点で方針を示すことができない等)」から選択し、具体的な理由・内容を記載。また、「回答対象から除外する」に分類された手続は「『規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)』5頁aに列挙された28事業に含まれる手続」「『年間10万件以上の手続を含む事業の全て』に係る『基本計画』に含まれる手続」から選択。

(注3) 「手続ID」～「令和元年度オンライン手続件数」欄は、原則として「行政手続等の棚卸結果等(令和2年度調査)」に準拠して各府省において記入。

(注4) 下記の一覧は、各府省の回答のうち、「回答対象から除外する」と分類された手続を掲載。

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	手続が含まれる基本計画等
警察庁	2058	遺失した旨の届出	遺失物法施行規則	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	4,419,903	0	警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出(以下「遺失届」という。)を受けたときは、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)別記様式第5号の遺失届出書により受理する。 その際、遺失届出書に受理番号を付すとともに、当該受理番号、物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所その他必要な事項について記載等をおこなう。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
警察庁	2073	施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出	遺失物法施行規則	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	10万件以上	0	自ら拾得し、若しくは当該施設内にて物件を拾得した者から交付を受けた施設占有者は、当該物件を警察署長に提出する際、物件に関する事項並びに施設占有者及び拾得者に関する事項を記載した提出書を添えて提出を行う。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
警察庁	2844	通行禁止道路通行許可の申請	道路交通法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	未把握	6,383	通行禁止道路を通行しようとする場合に、当該許可を受けようとする者は、道路交通法施行規則別記様式第1の3の申請書を通行禁止道路の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならないこととされている。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
警察庁	2850	道路使用許可の申請	道路交通法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	3,546,710	8,127	道路交通法第77条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、所轄警察署長に道路交通法施行規則別記様式第6の申請書及び添付書類を提出しなければならないこととされている。	a:28事業の基本計画
警察庁	2851	道路使用許可の記載事項の変更の届出	道路交通法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	道路使用許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更が生じたときは、所轄警察署長に道路交通法施行規則別記様式第7の届出書及び当該許可証を提出し、許可証の変更に係る事項の記載を受けなければならないこととされている。	a:28事業の基本計画
警察庁	2853	自動車の保管場所証明の申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	7,750,000程度	1,200,000程度	自動車の新規登録等を受けようとする者は、当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付等を警察署長に申請しなければならないこととされている。	a:28事業の基本計画
警察庁	2854	軽自動車の保管場所の届出	自動車の保管場所の確保等に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	1,280,000程度	0	軽自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置や保管場所の位置等を届け出なければならないこととされている。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
警察庁	2110	遊技機の増設、交替その他の変更承認申請	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	343,753	0	ばちんこ営業者が営業所内の遊技機について、増設、交替、その他の変更(部品交換等)をしようとするとき、あらかじめ公安委員会の承認を受けるもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
警察庁	107398	被留置受刑者以外の被留置者への弁護士からの面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	570000件程度	0	留置施設に収容されている被留置者に弁護士が接見のための申出をするもの	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
警察庁	2667	安全運転管理者の選任又は解任の届出ほか	道路交通法	申請等	民間事業者等	地方等	約20万件	未把握	安全運転管理者を選任又は解任した場合の届出	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	12661	防火対象物点検結果の報告	消防法	申請等	民間事業者等	地方等	約10万件以上	-	一定の防火対象物(劇場など不特定多数の者が出入りする施設等)の管理権原者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長等に報告する。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	12632	消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置届	消防法	申請等	民間事業者等	地方等	約10万件以上	-	防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した場合は、それらの関係者はその旨を消防長等に届け出て検査を受ける。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	手続が含まれる基本計画等
総務省	12634	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果の報告	消防法	申請等	民間事業者等	地方等	約10万件以上		防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について定期的に点検を行い、その結果を消防長等に報告する。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	12596	消防計画の作成(変更)届	消防法施行令	申請等	民間事業者等	地方等	約10万件以上		消防計画(訓練の実施、消防用設備等の点検・整備など防火・防災管理業務を行う上で必要な事項を定めたもの)を作成又は変更した場合に消防長等に届け出る。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	9111	本人等以外による住民票の写し等の交付申出(特定受任者)	住民基本台帳法	申請等	民間事業者等	地方等	64513502の内数		市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者等に該当することを理由として、住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申し出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	9115	戸籍の附票に記載されている者等以外からの戸籍の附票の写しの交付申出(特定受任者)	住民基本台帳法	申請等	民間事業者等	地方等	6266080の内数		市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者等に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申し出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10433	軽油の引取りの報告	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			軽油引取税について、元売業者等が、都道府県知事に対して行う軽油の引取りや引渡し、数量等の報告。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10423	軽油引取税の申告納入	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			軽油引取税について、特別徴収義務者が、都道府県知事に対して行う課税標準たる数量や税額等を記載した申告書を提出。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10303	利子割の特別徴収の手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割について、特別徴収義務者が利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納入金を徴収し、都道府県知事に対して納入申告書を提出。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10467	配当割の特別徴収の手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等				b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10355	給与支払報告書の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			給与所得に係る個人住民税の特別徴収のため、特別徴収義務者(企業)が納税義務者(従業員)に対して前年中に支払った給与額等を従業員の住所地市町村に1月末までに報告するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10357	給与支払報告に係る給与所得者異動届出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			企業(特別徴収義務者)が、特別徴収している納税義務者(従業員)や給与支払報告を行った納税義務者(従業員)について異動が生じた場合に、課税市町村に届け出るもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10858	特別徴収に係る給与所得者異動届出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等				b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10362	特別徴収に係る納入書の提出	地方税法施行規則	申請等	民間事業者等	地方等				b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画

手続所管 府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	手続が含まれる基本計画等
総務省	10358	公的年金等支払報告書の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			年金所得に係る個人住民税の特別徴収のため、特別徴収義務者(年金保険者)が納税義務者(年金受給者)に対して前年中に支払った年金額等を、年金受給者の住所地市町村に1月末までに報告するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10438	法人が行う事業に係る事業所税の申告書の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			納税対象となる個人・法人が、課税対象となる事業所が所在する地方団体に、申告書を提出するもの(個人:その年の翌年3月15日までに提出、法人:各事業年度終了の日から2月以内に提出)	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10439	個人が行う事業に係る事業所税の申告書の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等				b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10440	法人が行う事業に係る事業所税額がないものの申告書の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等				b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10441	個人が行う事業に係る事業所税額がないものの申告書の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等				b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10383	種別割の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等			軽自動車税の種別割について、原動機付自転車や軽自動車等の所有者が、市町村長に対して行う必要事項の申告又は報告。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	112084	環境性能割の申告納付	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	7981247		軽自動車税の環境性能割について、三輪以上の軽自動車の取得者が、市町村長(当分の間、都道府県知事)に対して行う取得価額等必要な事項の申告。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10338	種別割の賦課徴収に関する必要事項の申告、報告	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	16249836	1362850	自動車の所有者は、道路運送車両法に規定する新規登録、移転登録等をした場合には、自動車税に関し必要な事項を都道府県知事に申告又は報告するとともに、申告に係る納付を行う。	a:28事業の基本計画
総務省	112072	環境性能割の申告納付	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	16249836	1362850		a:28事業の基本計画
総務省	10321	不動産取得税の宅地特例に係る規定の適用の申告	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等			不動産取得税について、土地の取得者が、都道府県知事に対して行う不動産取得税の減額措置の適用があるべき旨の申告。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
総務省	10377	償却資産の申告(大規模償却資産を含む)	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	4500000	1300000	償却資産の納税義務者が、課税対象となる資産が所在する市町村に、毎年1月末までに申告書を提出するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画

手続所管 府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	手続が含まれる基本計画等
財務省	57603	税務代理権限を証する書面の提出	税理士法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	約10万件以上	27,994	税務代理権限を証する書面の提出	a:28事業の基本計画
財務省	57604	計算事項、審査事項等を記載した書面の添付	税理士法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	約10万件以上	0	計算事項、審査事項等を記載した書面の添付	a:28事業の基本計画
厚生労働省	46818	営業許可の申請	食品衛生法	申請等	民間事業者等	地方等	約50万件	0	営業者が都道府県等に営業許可の申請を行う。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	-	営業の届出	食品衛生法	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	営業(食品衛生法第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの、食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者が、都道府県等に届け出る。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	-	食品リコール情報の届出	食品衛生法	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	営業者が食品等の自主回収を行うときに回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県等に届け出る。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	47105	相続による営業許可の承継の届出	食品衛生法	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	営業の許可を受けたものが、相続により当該営業を承継する場合に都道府県等に届け出る。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	46878	合併による営業許可の承継の届出	食品衛生法	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	営業の許可を受けたものが、合併により当該営業を承継する場合に都道府県等に届け出る。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	47205	分割による営業許可の承継の届出	食品衛生法	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	営業の許可を受けたものが、分割により当該営業を承継する場合に都道府県等に届け出る。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	46816	申請内容に変更があったときの許可営業者の届出	食品衛生法施行規則	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	許可営業者又は届出営業者は申請内容に変更があったときは、都道府県等に届け出る。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	-	営業を廃業したときの届出	食品衛生法施行規則	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	許可営業者又は届出営業者が廃業により営業を継続することができない事情が生じた場合に都道府県等に届け出る。	a:28事業の基本計画
厚生労働省	47528	業務に従事する歯科衛生士の届出	歯科衛生士法	申請等	民間事業者等	地方等	133,000	0	歯科衛生士法第6条3に基づき、業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	51509	麻薬取扱者免許証の返納	麻薬及び向精神薬取締法	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	約0件	0	麻薬取扱者は、その免許を取り消されたときは、15日以内に麻薬輸入業者等にあつては厚生労働大臣、麻薬卸売業者等にあつては都道府県知事に免許証を返納しなければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	109608	免許証の返納	麻薬及び向精神薬取締法	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	約10万件以上	0	麻薬取扱者は、免許の有効期限が満了したときは、15日以内に麻薬輸入業者等にあつては厚生労働大臣、麻薬卸売業者等にあつては都道府県知事に免許証を返納しなければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	45857	精神障害者を医療保護入院させた場合の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	186,930	0	精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採ったときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	45858	医療保護入院者を退院させた場合の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	185,063	0	精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	110259	介護サービス事業者の報告	介護保険法	申請等	民間事業者等	地方等	約10万件以上	約10万件以上	介護保険法に基づく情報公表制度として、介護サービス事業者が自身が提供する介護サービス種別・内容等を都道府県に報告し、報告を受けた都道府県が公表するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	110173	毎月勤労統計調査(調査対象事業主から厚生労働大臣又は都道府県知事への報告)	毎月勤労統計調査規則	申請等	民間事業者等	国又は地方等	420000程度(推計値)	150000程度(推計値)	毎月勤労統計調査の対象となった事業所の事業主が、厚生労働大臣又は都道府県知事に対して調査への回答を行うもの	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	48872	結核患者の入院等の届出	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	-	0	病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
厚生労働省	48899	犬の登録の申請・登録・鑑札の交付	狂犬病予防法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	-	0	犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
農林水産省	17423	農地等の権利移動の許可	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	農地の所有権を移転等する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。	a:28事業の基本計画
農林水産省	17425	農地等の賃貸借の解約等の許可	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	農地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならない。	a:28事業の基本計画

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン手続件数 (令和元年度)	手続の概要	手続が含まれる基本計画等
農林水産省	17426	農地等の賃貸借の合意による解約等の通知	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	農地の賃貸借の解約の申し入れ等について、許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない。	a:28事業の基本計画
農林水産省	17428	農地所有適格法人の報告	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	農地所有適格法人は、毎年、事業の状況等を農業委員会に届け出なければならない。	a:28事業の基本計画
農林水産省	17615	農地所有確適格法人以外の者による事業の状況等の報告	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	法第3条第3項の規定により許可を受けて賃借権等の設定を受けた者は、毎年、事業の状況等を農業委員会に届け出なければならない。	a:28事業の基本計画
農林水産省	17618	農地等の権利取得の届出	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	農地の権利を取得した者(許可を受けて権利を取得した者を除く)は、遅滞なく、農業委員会に権利を取得した旨を届け出なければならない。	a:28事業の基本計画
農林水産省	17619	農地法第3条第3項に基づく農地等の権利移動の許可後に適正に利用されていないときの賃貸借解除の届出	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	賃貸借の解除の農業委員会への届出	a:28事業の基本計画
農林水産省	17620	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農地等の権利移動の許可後に適正に利用されていないときの賃貸借解除の届出	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	賃貸借の解除の農業委員会への届出	a:28事業の基本計画
農林水産省	17483	市街化区域内にある農地の転用の届出	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	農業委員会は、転用事業者から市街化区域内にある農地の転用届出を受け、受理・不受理通知を发出。(あらかじめ農業委員会に届出することにより農地転用の許可は不要。)	a:28事業の基本計画
農林水産省	17484	市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動の届出	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	農業委員会は、転用事業者から市街化区域内にある農地の転用のための権利移動に係る届出を受け、受理・不受理通知を发出。(あらかじめ農業委員会に届出することにより農地転用の許可は不要。)	a:28事業の基本計画
農林水産省	117651	農地の転用の許可申請	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	都道府県知事等は、転用事業者から農地転用の許可申請を受け、許可・不許可指令書を发出。	a:28事業の基本計画
農林水産省	117659	農地等の転用のための権利移動の許可申請	農地法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	都道府県知事等は、転用事業者から農地等の転用のための権利移動の許可申請を受け、許可・不許可指令書を发出。	a:28事業の基本計画
農林水産省	16114	養蜂飼育の届出	養蜂振興法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	0	養蜂振興法第3条に基づき、蜜蜂の飼育を行う者が毎年1月31日までに住所地を管轄する都道府県知事に対して行う届出	a:28事業の基本計画
農林水産省	19329	検査実績等の報告	農産物検査法	申請等	民間事業者等	国又は地方等	16800程度	0	農産物検査を行った農産物の数量等の報告	a:28事業の基本計画
農林水産省	16473	漁船の登録	漁船法	申請等	民間事業者等	地方等	14000程度	0	総トン数1トン未満の無動力漁船を除き、漁船は主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受ける必要があり、その申請手続きを行うもの。	a:28事業の基本計画
農林水産省	16474	登録票の検認	漁船法	申請等	民間事業者等	地方等	40000程度	0	登録票の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過したときは、登録をした漁船及び登録票について、都道府県知事の検認(確認)を行う必要があり、そのその申請手続きを行うもの。	a:28事業の基本計画
農林水産省	16475	登録事項変更の登録	漁船法	申請等	民間事業者等	地方等	10000程度	0	登録を受けた漁船の所有者は、その漁船に掲げる事項について変更が生じたときは、都道府県知事に対し変更の申請をする必要があり、その申請手続きを行うもの。	a:28事業の基本計画
農林水産省	16477	登録票の返納、返納できない理由の届出	漁船法	申請等	民間事業者等	地方等	17000程度	0	漁船登録が効力を失ったとき又は取り消されたとき、漁船の所有者は、都道府県知事に登録票の返納若しくは登録票を返納することができない事由を届け出る必要があり、その手続きを行うもの。	a:28事業の基本計画
農林水産省	16478	登録簿本の交付	漁船法	申請等	民間事業者等	地方等	17000程度	0	何人も都道府県知事に対し、漁船の登録の簿本の交付を請求することができ、その交付手続きを行うもの。	a:28事業の基本計画
農林水産省	16512	遊漁船業者の変更の届出	遊漁船業の適正化に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	10000程度	0	遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づき、登録した事項に変更があったときに都道府県知事に対して行う届出	a:28事業の基本計画
農林水産省	16370	森林経営計画に係る森林の伐採等の届出	森林法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	47,000	0	森林経営計画の認定森林所有者等は、当該計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合等には、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。	a:28事業の基本計画
農林水産省	117681	伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	60,000	0	地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するときは、森林所有者等はあらかじめ市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければならない。	a:28事業の基本計画

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	手続が含まれる基本計画等
農林水産省	16531	飼養衛生管理基準の定期的報告	家畜伝染病予防法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	89030	0	飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。家畜の所有者は、農場ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのしの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、報告書に必要書類を添えてしなければならない。農林水産大臣は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、都道府県知事がとつた措置の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況を、農林水産省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。	a:28事業の基本計画
国土交通省	32851	係留施設使用許可申請	港湾法	申請等	民間事業者等	地方等	393,000	168000程度	係留施設を使用しようとする者が港湾管理者に使用許可を受けるもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	32852	入港届及び出港届	港湾法	申請等	民間事業者等	地方等	390,000	272000程度	入出港しようとする者が港湾管理者に届け出るもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	28765	建設業の許可	建設業法第3条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	90,004	0	建設業の許可申請手続	a:28事業の基本計画
国土交通省	28767	商号等の変更の届出(一般建設業)	建設業法第11条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	37,946	0	商号等に変更があった場合に必要の手続	a:28事業の基本計画
国土交通省	28768	工事経歴書等の提出(一般建設業)	建設業法第11条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	462,214	0	毎事業年度終了の時にける届出手続	a:28事業の基本計画
国土交通省	28772	建設業の廃業の届出(一般建設業)	建設業法第12条	申請等	民間事業者等	地方等	10,849	0	建設業を廃業した場合に必要な手続	a:28事業の基本計画
国土交通省	28781	経営規模等評価の申請	建設業法第27条の26第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	136,233	0	公共工事を元請として請け負おうとする者が毎年受審しなければならない経営事項審査の手続きの一部。経営事項審査は既に基本計画を策定した上、オンライン利用率の向上のための取組(電子申請システムの構築)を進めており、この経営規模等評価についても電子化の対象に含まれる。	a:28事業の基本計画
国土交通省	28800	対象建設工事の届出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	283,925	0	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するため、対象建設工事の発注者又は自主施工者が、工事に着手する日の七日前までに分別解体等の計画等について、都道府県知事に届け出なければならない。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	114476	自動車損害賠償責任保険証明書の提示	自動車損害賠償保障法	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	約10万件以上	約10万件以上	自動車の登録・継続検査等において、当該車両に自動車損害賠償責任保険・共済が付保されていることを提示するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	31189	建築確認	建築基準法	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	約10万件以上	約1万件以上 約10万件未満	建築物を建築しようとする場合、建築主は指定確認検査機関等の審査機関に対して、工事着手前にその計画が建築基準関係規定に適合することであることを確認を受けるもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	36191	中間検査	建築基準法	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	約10万件以上		工事着手後、特定の工程が終わった段階でその建築物が基準に適合しているかの検査を受けるもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	36192	完了検査	建築基準法	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	約10万件以上		工事が完了した段階でその建築物が基準に適合しているかの検査を受けるもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	31204	建築設備の定期検査の結果の報告	建築基準法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	246,426	0	その使用開始後の適法性の確保を図るため、建築設備の所有者が、地方公共団体が定める期間(1年)ごとに、当該設備を有資格者(建築士又は検査員資格者等)に検査させ、その結果を特定行政庁(地方公共団体)へ報告するもの。	a:28事業の基本計画
国土交通省	31262	昇降機等の定期検査の結果の報告	建築基準法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	828,804	0	その使用開始後の適法性の確保を図るため、昇降機等の所有者が、地方公共団体が定める期間(1年)ごとに、当該設備を有資格者(建築士又は検査員資格者等)に検査させ、その結果を特定行政庁(地方公共団体)へ報告するもの。	a:28事業の基本計画
国土交通省	31598	建築の際の届出	建築基準法	申請等	民間事業者等	地方等	約10万件以上		建築主事に対して建築物を建築しようとする旨を届け出るもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	35783	長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	107,888	0	住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者等が、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画(長期優良住宅建築等計画)を作成し、所管行政庁の認定を申請するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
国土交通省	35785	譲受人を決定した場合の認定長期優良住宅建築等計画の変更認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	14,000件程度	0件	長期優良住宅の認定を受けた分譲事業者が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人が決定したときに、当該譲受人と共同して、変更の申請をするもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	手続が含まれる基本計画等
国土交通省	36261	設計等の業務の報告書の提出	建築士法	申請等	民間事業者等	独立行政法人等又は地方等	80,074件	3,565件	設計や建築確認手続き等については、建築士が建築士事務所に所属して行うこととなるが、当該事務所の開設者はその受注した設計等の業務に関する報告(設計等の業務の報告書)を、毎事業年度経過後に都道府県知事に提出するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
環境省	43814	捕獲等又は採取等の結果の報告	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	約10万件以上		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項に基づき、捕獲等又は採取等の結果(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした場所、その捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の種類別の員数及び処置の概要)を国又は地方自治体に報告するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
環境省	43819	狩猟者登録の申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約10万件以上		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条に基づき、狩猟をしようとする都道府県に申請するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
環境省	43822	鳥獣捕獲許可申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	国又は地方等	約10万件以上		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に基づき、捕獲等又は採取等の許可を国又は地方自治体に申請するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
環境省	44322	狩猟の結果報告	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約10万件以上		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条に基づき、狩猟の結果(鳥獣の捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別の員数)を都道府県に報告するもの。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
環境省	43328	公害医療機関の診療報酬の請求	公害健康被害の補償等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約10万件		公害による疾病について診察等を行った医療機関等から診療報酬の請求があったときは、都道府県知事等が、当該請求に係る診療内容及び診療報酬を審査して、診療報酬の額を決定し、これを支払う。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画
環境省	43336	療養手当の請求	公害健康被害の補償等に関する法律	申請等	国民等	地方等	約170,000件		都道府県知事等から公害認定を受けたものが、公害による疾病について療養を受けており、かつ、その病状が政令で定める程度であるときは、都道府県知事等が、被認定者の請求に基づき、病状の程度に応じた政令で定める額を支給する。	b:年間10万件以上の手続を含む事業の全てに係る基本計画